



鳥取県公報

平成 19 年 12 月 18 日(火)
第 7 9 5 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による居宅介護事業又は介護予防事業の廃止の届出 (1053) (福祉保健課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (1054~1056) (森林保全課) 2
	基本測量の実施 (1057) (県土総務課) 5
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (25) (教育総務課) 6
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) 6
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (広報課) 13

告 示

鳥取県告示第 1053 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業又は介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
有限会社さくらケ アサポート	広島県広島市中区 加古町 13-12	さくら・介護ステーショ ンほほえみ	米子市福市 7-6	平成 19 年 11 月 30 日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
有限会社さくらケ アサポート	広島県広島市中区 加古町 13-12	さくら・介護ステーショ ンほほえみ	米子市福市 7-6	平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県告示第 1054 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大屋字白杉谷 572 の 1 から 572 の 4 まで、572 の 6 から 572 の 15 まで、572 の 22、字白杉谷左 575 の 1、575 の 3 から 575 の 30 まで、575 の 32、575 の 34、575 の 38、大字西宇塚字登尾 747 の 1 から 747 の 20 まで、字瀧ノ谷 748、748 の 1、748 の 2、749、750、751 の 1 から 751 の 25 まで、751 の 29 から 751 の 47 まで、752、752 の 1、753、754、754 の 1 から 754 の 4 まで、字大途谷 755、字北谷口 756 の 1 から 756 の 26 まで、756 の 28、字北谷南谷 757 の 1、757 の 3 から 757 の 67 まで、757 の 80 から 757 の 86 まで、757 の 94、757 の 95、757 の 104 から 757 の 106 まで、757 の 108 から 757 の 117 まで、757 の 123 から 757 の 125 まで、757 の 129、757 の 135 から 757 の 139 まで、757 の 141、757 の 142、757 の 145、757 の 146、757 の 148

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 1055 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字神倉字木長谷681の1、692から694まで、695の1、696の1、699

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字徳路井谷230、字西河内307、大字森字宮谷401から409まで、411、418、419、421、422、大字神倉字唐畑谷503の1(次の図に示す部分に限る。)、503の3、字意智操谷585(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字森字養老谷1の2、19の2、大字中津字チャン原755から757まで、759の1、760から762まで、大字本泉字水ノ手792、793の1、793の2、794から797まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第1056号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町上菅字大畑587の2、津地字大谷山978の3(次の図に示す部分に限る。)、字大谷ノ上エ984、字山田林980の1、下黒坂字蕎麦谷1310の2、1310の40から1310の44まで、高尾字屋敷廻り78、79、84、85、字寺谷158の1、158の2、159、159の1、字寺谷奥160の1、字代ノ平163、165、166、字カケヒラ192、194から197まで、字上高尾道内222、字倉谷屋敷564、565、字小吹家ノ向658の1、658の4、字若林659、667の2、字小屋ノ谷上ミ平ラ680から683まで、字小谷684、685、字宮ノ向686、字細谷奥695の1から695の3まで、字細谷日向平696の1、696の2、字屋敷ノ上エ697の1から697の3まで、字アカハネ丸山698の1、698の2、字坪谷699、字大谷アセブガウネ700の1、700の2、字野路大谷701の1、701の2、702、703の1、字野路山704の1から704の5まで、705から710まで、字カジ林711、711の1、712、712の1、712の2、713、小原字棚田422の1、字滝谷615、字舟谷618、619、久住字鍛冶屋433、字大沢道上エ916、917の1、下菅字天王奥山280、字セドノ谷363、下榎字彦谷890の6、890の7、字宮谷ランジ958(次の図に示す部分に限る。)、字宮谷ヒナ平965の1、福長字家ノ上へ516の1(次の図に示す部分に限る。)、字堂ノマへ534、字堂ノ上エ554(次の図に示す部分に限る。)、字井ノ原山西平ラ1182の16、榎市字オノ谷11・12の1・13(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字長畑奥953、金持字土居谷729、三谷字向田116から120まで、字小丸山160、字甚五草里162、163、字ノボシ原309から312まで、三土字山葵谷ノ五566から570まで、字山葵谷ノ二580、字日南ノ五672から674まで、675の1、本郷字上エ馬ヶ谷1012、1013、1015、1019から1021まで、字横畑井手ウエ1354、字寺ノ谷1897、字上ミ矢谷ノ上エ2026、字六本松2027の1、字魚切2028の1、2029、字野路谷2058の1から2058の3まで、2058の5から2058の57まで、2059から2061まで、字タラ谷2062の1、2063、2064、字野路谷ヒナ平2065の1、2065の2、字大谷2069の1、2069の2、字毛田ノ谷陰地2070、字毛田ノ谷ヒナ平2073、字赤神上ミ平2099、2100、字赤神2113の1、2113の4から2113の41まで、字大石谷2123、字天王谷2150の1、2150の3から2150の8まで、字三ツ吉2162、2163、字屋敷谷上ミ平2174の1、2175、字大平2176の1から2176の15まで、字下モノ谷2177の1、2177の2、字塚ノ原2178の1、字釜ノ谷2181、2182、2183の1、字桐ノ木谷2184の1、2185の1、字大津恵2186、2187、字カシキ谷2188の1から2188の32まで、2189から2192まで、2193の1、2194、字重箱滝2195、2196、字又左衛門滝2197、2198、字奥津恵2199、2200、字足谷2201の1、字堤ノ上エ2209、2210、字赤畑2211、字滝ノ上エ2212、字坂ノ上エ2213、2214の1、2214の2、根雨字妻ノ神谷44の1、47、48、字寺ノ上62の1、字大畑80、字場ヶ谷尻250の3、251、字乙ノ原大谷912、字与

市谷上ミ平ラ913、914、字野路山921、922、字梨ノ木谷奥923から928まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

高尾字倉谷屋敷564、565、字小屋ノ谷上ミ平ラ680から683まで、字小谷684、685、字宮ノ向686、福長字井ノ原山西平ラ1182の16（次の図に示す部分に限る。）、榎市字長畑奥953、三谷字ノボシ原310、311、312（次の図に示す部分に限る。）、本郷字横畑井手ウエ1354、字寺ノ谷1897

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町根雨字野路934の2（次の図に示す部分に限る。）、金持字栗ノ木468、字家ノ前677、字平ル畑右912の9、912の10、字地藏谷1395の1、1395の2、1396から1399まで、濁谷字原1183、字鉄穴洞1229、1231、三土字代ノ尻466の1、字日南ノ五675の2、677の3、677の4、678から680まで、秋縄字下アキ168の2、169の1、170、171、字カヤケ平1107の1、1108の1、門谷字上ミウトウ谷ノ一977、字堂免984の2、本郷字天王行岸629の1、字ハゲラ1670から1672まで、字舟木谷2018の1、下榎字葉岩ノ上834の2、字彦谷890の2、890の3、893の2、894の2、914の2、914の6、下黒坂字ケンギョウ417、字古ヶ市820の2、字要害山847、858の1、858の2、859、字オノ木原上エ1018の2、黒坂字一本木689、中菅字地主ヶ市274の1、福長字宮谷川ヒラ2の2、字オ木谷山251の2、久住字鉄穴田606の1、字大沢鑪床949の1、字大沢家ノ向992の1、字川西1054の4、1055の1、1055の2（次の図に示す部分に限る。）、1055の3、1055の4、1056の3、1057の49、字川西山1068の10、小原字井手ノ上へ65、79の2、字大鉄穴490の1、494、500、502、506、字大矢戸原554、566から569まで、572、584の1、上菅字家ノ奥1050の2、1050の4から1050の8まで、高尾字道上207、三谷字屋敷72、73、字家ノ向218の1、字家ノ上エ322、榎市字堂坂568、571、字榎市579

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 1057 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報作成作業）
- 2 作業期間 平成 19 年 12 月 14 日から平成 20 年 3 月 21 日まで
- 3 作業地域 鳥取市

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第 25 号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 19 年 12 月 18 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 19 年 12 月 21 日（金）午前 10 時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成 20 年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項について
 - (2) その他

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 27 日付鳥取県告示第 981 号）の内容
(告示の内容)

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

西本満寿枝	倉吉市関金町明高字蛇谷 356 の 2
〃	倉吉市関金町明高字蛇谷 356 の 3
山方 勝吉	倉吉市関金町明高字五十木 388 の 3

山崎 亀蔵	〃
小山 長造	〃
西本平太郎	〃
竹内 藤吉	〃
崎上梅次郎	〃
日野 明寿	倉吉市関金町明高字五十木 388 の 10
福永たけ子	倉吉市関金町明高字五十木 388 の 21
高槻 豊子	倉吉市関金町明高字五十木 388 の 25

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

加藤常太郎	倉吉市関金町明高字向山 376 の 2
〃	倉吉市関金町明高字向山 377 の 2
小椋 安市	倉吉市関金町明高字山神谷 435 の 5

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)森田 仲蔵の住所が不

明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る東伯郡湯梨浜町大字川上字下草早 250 の土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 27 日付鳥取県告示第 982 号）の内容
（告示の内容）
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡湯梨浜町大字川上字下草早 250
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 湯梨浜町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 27 日付鳥取県告示第 983 号）の内容
（告示の内容）
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中原 博己	日野郡日野町下菅字小炭谷 367 の 5
-------	----------------------

松本常十郎	日野郡日野町小原字山神谷 290
足羽かずゑ	日野郡日野町小原字山神谷 291 の 2
長尾 なみ	日野郡日野町小原字山神谷 294 の 5 (次の図に示す部分に限る。)
足羽 多伊	日野郡日野町小原字大空 547 の 1
足羽 武	日野郡日野町小原字大空 547 の 40 (次の図に示す部分に限る。)
遠藤 一夫	日野郡日野町小原字一ノ谷 675
瀬田 正吉	日野郡日野町榎市字ヲンバ谷 786
遠藤福次郎	日野郡日野町榎市字ヲンバ谷 788
柴田 民弥	日野郡日野町榎市字ヒサシ谷 846
森 熊一郎	日野郡日野町榎市字長畑奥 965
川上 栄治	日野郡日野町榎市字イモ畑 977 の 1
川上 龍一	日野郡日野町榎市字イモ畑 977 の 2
松本 武一	日野郡日野町門谷字本谷ノ三 806 の 2
松本 利一	〃
草瀬 作治	〃
草瀬 春樹	〃
草瀬 章	〃
松本 武一	日野郡日野町門谷字アチ谷ノ三 904 の 1
松本 利一	〃
草瀬 作治	〃
草瀬 春樹	〃
草瀬 章	〃
松本 武一	日野郡日野町門谷字アチ谷ノ三 904 の 3
松本 利一	〃
生田 定治	〃
草瀬 作治	〃
草瀬 春樹	〃
草瀬 章	〃
松本 武一	日野郡日野町門谷字アチ谷ノ三 904 の 4
松本 利一	〃
生田 定治	〃
草瀬 作治	〃
草瀬 春樹	〃

草瀬 章	〃
松本馬次郎	日野郡日野町門谷字六郎谷ノニ 957 の 1
松本 武一	日野郡日野町門谷字峠谷西平ラ 962 の 1
松本 利一	〃
草瀬 作治	〃
草瀬 春樹	〃
草瀬 章	〃
松本 武一	日野郡日野町門谷字峠谷西平ラ 962 の 3
松本 利一	〃
草瀬 作治	〃
草瀬 春樹	〃
草瀬 章	〃
松本 武一	日野郡日野町門谷字峠谷西平ラ 962 の 4
松本 利一	〃
生田 定治	〃
草瀬 作治	〃
草瀬 春樹	〃
草瀬 章	〃
松本 秀雄	日野郡日野町門谷字峠谷西平ラ 962 の 5
松本 利一	日野郡日野町門谷字峠谷西平ラ 962 の 12
草瀬 章	日野郡日野町門谷字峠谷西平ラ 962 の 13
草瀬 春樹	日野郡日野町門谷字峠谷西平ラ 962 の 18
生田 熊市	日野郡日野町門谷字峠谷西平ラ 962 の 25
松本 武一	日野郡日野町門谷字峠谷西平ラ 962 の 26
草瀬 作治	日野郡日野町門谷字峠谷西平ラ 962 の 27
草瀬 春樹	日野郡日野町門谷字峠谷西平ラ 962 の 32
松本 秀雄	日野郡日野町門谷字峠谷西平ラ 962 の 39
松本 利一	日野郡日野町門谷字峠谷西平ラ 962 の 40
草瀬 作治	日野郡日野町門谷字峠谷西平ラ 962 の 41
松本 武一	日野郡日野町門谷字峠谷西平ラ 962 の 42
生田 熊市	日野郡日野町門谷字峠谷西平ラ 962 の 43
草瀬 章	日野郡日野町門谷字峠谷西平ラ 962 の 46
松本 武一	日野郡日野町門谷字峠谷西平ラ 963

松本 利一	〃
草瀬 作治	〃
草瀬 春樹	〃
草瀬 章	〃
松本 利一	日野郡日野町門谷字峠谷東平ラ 964 の 1
草瀬 作治	〃
草瀬 春樹	〃
草瀬 章	〃
松本 利一	日野郡日野町門谷字峠谷東平ラ 964 の 3
草瀬 作治	〃
草瀬 春樹	〃
草瀬 章	〃
松本 利一	日野郡日野町門谷字峠谷東平ラ 964 の 4
草瀬 作治	〃
草瀬 春樹	〃
草瀬 章	〃
松本 利一	日野郡日野町門谷字峠谷東平ラ 964 の 5
草瀬 作治	〃
草瀬 春樹	〃
草瀬 章	〃
松本 利一	日野郡日野町門谷字峠谷東平ラ 964 の 7
草瀬 作治	〃
草瀬 春樹	〃
草瀬 章	〃
柴田 亀松	日野郡日野町門谷字峠谷東平ラ 965
松本 いし	〃
松本 秀吉	〃
松本 晴夫	〃
松本 清作	〃
松本 長吉	〃
松本 由藏	〃
松本安太郎	〃
松本松太郎	〃

松本政次郎	〃
松本瀧次郎	〃
森長 永吉	〃
生田 為藏	〃
草瀬 章	〃
草瀬久太郎	〃
草瀬幸太郎	〃
草瀬善太郎	〃
長尾 利平	〃
長尾才治郎	〃
長尾福太郎	〃
長尾文次郎	〃
宮田 信義	日野郡日野町別所字本谷 1278 の 18
舟越虎次郎	日野郡日野町本郷字長塚尻 1715
井上 幸仁	日野郡日野町本郷字岩田奥 1854 の 25
田中 敬壽	日野郡日野町本郷字岩田奥 1854 の 34
松本 俊明	日野郡日野町本郷字岩田奥 1854 の 69
井上 幸仁	日野郡日野町本郷字岩田奥 1854 の 73
田中 敬壽	日野郡日野町本郷字岩田奥 1854 の 74
井上 秀仁	日野郡日野町本郷字岩田奥 1854 の 78
川上 玄夫	〃
川上武一郎	〃
田中 敬壽	〃
田中民五郎	〃
川上 玄夫	日野郡日野町本郷字南谷山尻 1972 の 2
川上晉次郎	〃
〃	日野郡日野町本郷字南谷山尻 1972 の 3
川上 玄夫	日野郡日野町本郷字南谷山尻 1972 の 5
〃	日野郡日野町本郷字南谷山尻 1972 の 6
川上武一郎	〃
川上 玄夫	日野郡日野町本郷字南谷山尻 1972 の 8
川上晉次郎	日野郡日野町本郷字南谷陰地平 1974

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日野町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 売払内容

(1) 売り払う権利

鳥取県の広報紙とっとり県政だよりの平成20年4月号から同年9月号までの各号の広告枠へ広告を掲載する権利

(2) 広告枠の仕様及び数量

ア 広告枠の位置 5段組の下1段

イ 広告枠の規格 1枠当たり44mm×176mm

ウ 広告枠の枠数 4枠（1月当たり）

エ 詳細は、入札説明書による。

(3) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる権利に係る1月当たりの単価を記載すること。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のイベント・広告・企画に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年1月7日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成19年12月18日（火）から平成20年1月21日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企画部広報課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部広報課

電話 0857-26-7840

電子メールアドレス kouhou@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成19年12月18日（火）から平成20年1月7日（月）（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年1月21日（月）午後2時

鳥取県庁第12会議室（鳥取県庁議会棟3階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年1月15日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に6月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に 6 月を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。